

態、「萬葉集に観る字余りの語相」(『萬葉集研究』28巻)さらに山口佳紀氏「万葉集における短歌の字余りと唱歌法——二節から成る第二句・第四句を中心に——」拙稿「萬葉集の字余りと脱落想定表記——定型に対する共通理解の観点から——」(『萬葉』10号)を参照。

(16) 「万葉集における母音脱落を想定した表記」(『萬葉』第10号)
(17) 「A群対B群の用例の比率と、期待値に対する偏差としてA乗値とB乗値との短歌形式A(2音)(80句)から示すならば次のようになる。

① 字余り句A群(4句) 同B群(1句) (比率0.1、A乗値1.35)
② 脱落想定表記A群(6例) B群(20例) (比率0.3、A乗値2.97)
③ 複合語の脱落形A群(10例) B群(20例) (比率0.5、A乗値7.39)

右に該当する母音音が前後のA群(五箇所)とB群(二箇所)のいずれに位置するかによっている。帰無仮説として「A群対B群の用例比は五対二に分布する」として検定すると、この場合、自由度1、有意水準5%のA乗値は8.6であるから、右の結果からは、③の脱落形の分布は信頼度95%で仮説は正しいと判断され、①は信頼度95%で仮説は棄却さ

る。本稿は、研究のこの新しい流れを受けて、万葉集の書記の多様性を考えるものである。万葉集の文字が、単に歌を表記するだけでなく他の機能をも持つとすれば、この機能をどのように理解すべきか、そして理解するには、多様性によって可能になった表現をどのように把握すればよいか、という問題を取り上げたい。すでに知られていることを、本稿は反復しているだけではないかとの批判の謗りを免れないかもしれないが、新たな発見があつても、共有されている知識や常識がすぐには変わらないうちにあるので、〈当然〉に見えぬことを問題にすることに価値がないとは言いきれない。また、〈当然〉なことは、いかえれば、根本的なことである。そこで、本稿では、当然とされている事柄の問い直しによつて、今後の書記研究の新しい方向性を多少なりとも指摘できればと

万葉集の文字表現を可能にする条件(覚書)

ダイビツド・ルイリ

考えている。

一 書記の多様性

まず最初に確認したいのは、万葉集において、ある一首の歌または歌の中のある一つの語を記すには、原則的に複数の可能性があるという基本的な事実である。この可能性を追求する語のレベルについての研究には、様々な用字法を正訓・正音・訓假名・音假名などに分類して整理するという、仙覚以来の長い伝統がある。いうまでもなく、こうした用字の種類と並存には、事実、制限も多数ある。例えば、言語体系の性質の相違から、もともと中国語を豊くするための表語文字を使用し、正訓で書くことの出来ない語があつたり、または省略・簡略な方法としてあつても、省略できない言葉の存在を認めなければならぬ。このような実際上の制限をさておいて、

れる。②は用例比率からして、いずれもA群の方に用例の偏りが認められる。従つて、分布傾向として、字余り句と脱落想定表記の分布は重なる傾向にあり、複合語の脱落形の分布はA群とB群に偏りがない。また、「万葉集における「非単独母音性の字余り句」について」(『萬葉』10号)をもとにその分布をみればA群とB群とで偏差はみられない。拙稿「萬葉集における非単独母音性の字余りの性格」(『萬葉学』10号)を参照。

(18) 「字と歌」序説(『古代文学』8号)
(19) 「和文以前の「倭文体」をめぐって」(『萬葉』10号)、「古事記の書記と文体」(『言語学』46号)

——さの・ひろし／福岡大学准教授——

万葉集全版の用字の種類を概観すると、語を書く様々の方法が並存していることが分かる。

万葉では、題調や左注を別として、文字は語を表す以上に歌を表示する手段だと言える。加えて、一首の歌の書記のレベルでは、万葉集全体の分類にあたって並存しているものとして扱われた用字は、いくつかのスタイルに限定されていく。それらのスタイルを大別すれば、表語文字または正訓字主体と、表音文字または音仮名主体となる。ここで、ある程度、書記の多様性に制限が加えられるが、この二つのスタイルの中にも、そしてこの二つのスタイルの間でも、語を記すには複数の並存する可能性があることが普通である。

総索引や各句索引を引いてみると、同じ語や句を書く様々の可能性を見つることが出来るが、この複数の可能性に基づいている書記の多様性のもっとも印象的な例は、正訓字主体と音仮名主体書記の両方ある同形歌である。例えは、下記の歌である。⁽¹⁾

隠沼乃 下徒繼餘 白浪之 灼然出 人之可知

(十一・333)

許母利奴能 之多由孤慈安麻里 志良奈美能

(十七・335)

伊知之路 久伊泥 比登乃即流倍 人

こうした同形歌のテキストが示しているスタイルの相違をどう把握すべきかという問題は、万葉集研究だけではなく、古代日本の一般的な書記史の研究においても根本的な問いの一つである。正訓字主体と音仮名主体の書記の著しい相違、音仮名主体の歌における正訓字の部分的使用、そして正訓字主体の歌における助詞と助動詞の表記と省略との違いなどは、読み上げられた時には認識されないが視覚的な相違として現れるという点で、多様性をもたらすものであることは明らかである。

前近代の文字研究と近代の後継者たちは、単一の文字や複数の文字のコンテキストの表記の分類にとどまらず、歌全体の書記のスタイル、そしてこのスタイルの相違と万葉集の巻・作家・歌群などの相互関係を、明らかにしてきた。このように書記の有り様への理解がめざましく深化したことに加え、現在、他の上代の文獻の書記研究の発展や木簡などの新資料の出現を受け、万葉集の書記をもっと広い書記史に位置づけることで、その多様性を意味付けようとする傾向もある。⁽²⁾

伝統的な歴史観では、万葉集の書記の多様性の大半は通時的な枠組みで説明されてきた。平安時代の仮名から遡り、万葉の書記の多様性は、総仮名書記への進化発展の軌跡と見なされたのである。

この観点からは、正訓字主体の書記は早い段階の歌を記す試みと見なされ、人麻呂歌集の略体歌の書記も、同じ試みの一番早いケース

として理解された。言うまでもなく、多様性へのこうした理解は、万葉集そのものの各巻の内容とスタイルとの相互関係によって、裏付けられてきた点は見逃せない。つまり、年代が比較的古い歌の巻は、全て正訓字主体書記で書かれている一方、比較的新しい歌の巻では音仮名主体書記の使用が著しい。万葉集には資料的な限界があることを考慮に入れるとしても、このパターンは否定できない。また、古事記・日本書紀・風土記・歌経標式・仏足石碑の歌などの八世紀の文獻では、歌が音仮名主体書記で書かれたことも事実である。こうしてみると、平安時代の資料を一つの到達点と見て、それ以前の時代の書記に投影し、發展段階として位置づけるという通時的な枠組みは問題含みだが、歌の書記には表語から表音への推移があるという見解は、無根であるとは言えない。くわえて、書記は言語と同じく、時間を経て変化するものである以上、その変化を歴史的に把握して、通時的なアプローチから研究することの必要性と重要性は言うまでもない。

動きのきつかけとなった。再評価の一つとして、書記の発展における時間的な位置づけによって説明されてきた万葉集の多様性の一部が、同時に併存するスタイルとして考え直されつつある。万葉集の中の書記の相違の意味が問い直されると同時に、万葉集の書記と七八世紀のほかの資料——特に、日常的な資料——の書記との比較も、このような新たな観点から検討されるようになってきた。

ところで、この再評価で必ず問題となってきたのは、「選択」ということである。異なる書記が、以前の研究で理解されていたよりも多く併存していたとすれば、こうした書記の間どのような関連があったのだろうか。同時的な多様性は、歌の内容、書き手の教養や社会的な位置、書く動作の場面などと深い関係がある。こうした関係があるので、万葉集の各巻、そして作家と歌群などによるスタイルのパターンが存在する。上述したように、言語体系の質に基づく制限と同様に、こうしたパターンは万葉集全版に見出せるような多様性に、かなり制限を加えている。ある程度、書き手にスタイル

の選択の自由があつたことを認めるべきだが(もちろん、それが意識的であつたかどうかということも大変難しい問題である)、書記の相違と、歌の場面と内容の相違との関係が深ければ深ければ、書記が「選択」されたと断定しがたくなると思われる。しかし、書き手の選択が自由だったと断定できなくとも、場面や内容によって変わる書記は、変わること自体によって、言葉を表記することと別な

レベルのコミュニケーションを可能にすると思われる。では、このようなコミュニケーションをどう考えるべきだろうか。さらに、万葉集などの上代の文献には資料としての制限があるので、以上のような問いにどこまで答えられるか、ということも問題になっていると思われる。

二 選択されない書記の意味

自由の程度や書き手と読み手の意識などの問題は、後にまた触れるとして、まずは、複数の併存している書記から一つを「選択」することの意味を考えてみたい。この場合、選択される書記と選択されない書記の関係が問題になる。つまり、同じ語——または歌——を書くために他の方法がある場合、選ばれなかった方法、選ばれた方法の陰のように、ある程度その背景に潜んでいるといえるのではなからうか。書記を積極的に選択することが、言葉を表記する以上の意味または表現性を持つと言えらば、その意味や表現性の要因の一つは、消極的に選択しなかった書記の存在なのである。選ばれなかった書記は、選ばれた書記の背景にあって、表現性に寄与する要因となりえる。例えば、333歌の第二句では、「コト」という言葉は「孤悲」と書かれており、「ひとり」と「かなしむ」という意味をもつ語を記す表語文字が、音仮名として使われている。よく論じられる文字遣いとして、また、表音文字のいわば表語的な

響きの効果の一つの要因だと言えるが、実際、この音節を記すにあたり、「古」や「非」のような音仮名の方が、「孤」と「悲」よりも、遙かに使用頻度が高いのである。万葉集では、「孤」と「悲」のほとんどの例が、この「孤悲」の書記に現れる。この書記の表現性は、そうではないように書き得たという可能性が存在するだけでなく、同じ音節を記すにあたって、規範性を持つ方法が存在しているにも関わらず、規範的な書記によらない書記が選ばれたことに拠っている。書記の規範性または固定化を理解するためには、範囲を指定する必要があり、当然ながら、この範囲の幅によっては、書記の価値が大きく変わることがある。二見して同じものに見える書記は、異なったコンテクスト(文脈)では、異なる表現的効果をもつことが多い。文脈によっては、規範となる書記自体が異なるからである。例えば、巻四の大伴百代の歌群の歌二首と巻十七の平群女郎の歌群から333の他の歌二首には、連接している「戀」と「孤悲」の例がある。

る。

事毛無 生來之物乎 老奈美尔 如是戀乎毛 吾者過流香聞
孤悲死牟 時者何為牟 生日之 為社妹乎 欲見為礼
(四・53)
(四・50)

響きを發揮するものとして、万葉集の書記の単に言葉を表記する以上の表現性の典型的な例と呼ぶことができる。しかし、この場合の「コト」の書記の表現効果は、ただこのような表語的な響きをもつ字で書かれたことだけによるわけではなく、他には、「戀」という正訓字、または「古非」のような、表語的なエッセンスを持たない字母の音仮名も使用可能だったということが、意味性をもたらす要因の一つだと教えるべきである。

三 規範性とコンテクスト

複数の併存している書記が、選択された書記の背景にあるというても、選ばれた書記と選ばれない書記が全く同じ価値をもっていた例は少ない。右に述べたように、書記はいくつかのパターンに偏るので、ある歌を書く場合には、歌のスタイルからいえば原則的に選択可能でも、選ばれるチャンスが少ない書記と、チャンスが多い書記がある。また、ある語または音節を記す場合、その語または音節を書くために選ばれることの多い文字と少ない文字がある。つまり、書記の選択が固定化する傾向がみとめられる。こうした書記の規範がある以上、選択の表現性は、選択された書記が規範に則するかどうかということによるところが大きい。333歌の第二句の「孤悲」に戻れば、音仮名主体書記の歌では、「コ」(甲)と「ヒ」(乙)の音節を表すための他の表音文字があることが、こうした表語的な

巻を歌の文脈として見ると、500の第一句と332の第四句の「孤悲」書記の状況が異なることが分かる。正訓字主体の巻四では、コフの連用形「コヒ」の書記は、圧倒的に、332の第四句に見える「戀」という表語文字である(三例のうち六二例)。332の場合、第一句と第五句が示すように、巻十七は音仮名主体の巻である。もちろん、他の句にも見られるように、正訓字が多少使用されているが、この問題はさておき、巻中の「コヒ」書記について調べると、二五例のうち一八例は表語的な響きを持つ「孤悲」という音仮名によって記されていることが分かる。

500と332では、表面的には、同じ連想的、または文学的な「孤悲」書記が使用されているようである。二首ずつのような小規模な文脈、または万葉集全般的な広範囲な文脈において、この書記の二例は類似しているといえる。他の仮名の字母、または「戀」字の正訓字の代わりに、この書記が選択されたことよって、ほぼ同等の表語的な効果をもたらされたとと思われる。しかし、巻という範囲で文

吉美尔餘里 吾名波須泥尔 多都多山 絶多流孤悲乃
之氣許呂可母 須麻比等乃 海邊都柘佐良安 夜久之保能 可良吉戀字母
安礼波須流香物
(十七・332) (十七・333)

脈を特定すれば、この書記の意味付けが変わってくる。500の場合
は、「コトという言葉と「戀」字との関係が強く固定された表語主体
の文脈で、響きをもつこの仮名書きは、特別な書記として強い表現
性を持っているが、333の場合では違ふ。巻四の「戀」字と同じほ
どではないが、巻十七では、逆に「孤悲」という仮名書きと「コト」
という言葉との関係が固定されている。そして、この規範性を持つ
「コト」書記を使用しない七例のうち六例は別な音仮名で書かれて
いるので、巻十七の範圍では、選択されなかつた他の書記との関係
についていえば、333の第四句の「戀」字の表語的な書記の方は特
微的である。

このように、ある文脈では、透明といえるほど当たり前で、普通
に用いられている語または音節を表す書記が、別の文脈では目立つ
こととなり、表現性のある条件を獲得することになる。類似する
現象として巻十一から三首を挙げる。

人間守 蘆垣越尔 吾妹乎乎 相見之例二 事曹左太多す

言云者 三々田八酢四 小九毛 心中二 我念阿奈九二

隠庭 繼而死朝 三茂原之 鸚冠草花乃 色二出目八方

(十一・278)

周知の通り、正訓字主体の巻では、数字からなる表音文字が頻繁に
使用される。このような文脈では、例えば、「二」の字は「二」と
いう音節を記すものとして、ある程度、固定的に使われている。
333の第四句は、第二句の音仮名「尔」と、麥字法の影響で選択さ
れたといえるが、それにしても、固定化ゆえに、音仮名である文脈
において数字の意味はほとんどない。表語文字の表記する語の意味
が、捨棄されることによつて表音文字が作られるので、これはごく
当たり前のことではあるにしても、借音の字として多く使用される
コンテラストがあるからこそ、仮名になり得たといえるかもしれな
い。

一方で、特定の文脈において、捨棄されたはずの数字の意味が再
び生きてくることもある。333の第二・四・五句の「二」字は、336
の「二」字と同様に表音文字だが、このような数字の多い文脈で
は、もともとの意味性が機能していることが明らかである。こうした
効果が認められる文脈とそうでない文脈とを区別する難しさ
は、万葉集の文字表現を研究する上での、方法論上の大きな問題と
いえる。つまり、332番歌の場合、書き手でも、読み手でも、数字
を意識しないとは考えにくい。278のような歌の場合、これよ
りも判断が難しいのである。

他の文字研究の分野と同様に、万葉集の歌の書き手や、同時代ま

たは近い時代の読み手が、書記の要素をどのくらい意識していたか
を確認する手段は存在しない。ある書記が意識的に選ばれたかどう
か、または特別な意味を持っていたかどうかということを探察する
にあたり、ここまで述べてきたように、選択されなかつた書記との
関係や、両方の規範性や固定化の検討に頼るしかないのである。そ
して、基本的な前提は、いわば普通ではない書記が表現的な効果を
得るチャンスは、普通な書記の場合より高いということである。こ
れもまた当然のことだが、332のように、特定な文脈ではごく普通
な書記でも、普通ではない書記と類似した表現性が可能になること
がある。

332の場合、こうした文脈に応じて生成する表現効果は、文字と
文字との間の相互関係に依拠しているが、歌の内容を直に反映する
ことがなく、いわば並行的な距離を保つゆえに、いわゆる戯書の場合
と見なされている。しかし、同じ文脈に応じて表出する表音文字
の表語的な響きは、歌の内容に密接に関係している場合もある。漢
字の篇や傍の反復が文字の選択に影響を与えたと考えられている歌
も多少ある。

瘴之 陰尔 收 蟻 欲 布 虚 岬 之 妹 蟻 咲 状 思 面 影 尔 所 見

(十一・264)

この場合、音仮名の虫篇の反復によつて夜の虫が灯火のもとに集ま
るような視覚的イメージが喚起されることから、書記そのものが歌
の内容と連動していると指摘されている(稲岡耕二〔1982〕)。こうした
大解釈は、「蚊」の訓仮名に加え、特に「蟻」の音仮名の使用が稀
だという事実裏付けられている。

しかし、このような虫に関連する文字とは異なり、ごく一般的
な表音文字でも、特定の内容を持つ歌の場合には、表音文字の捨棄さ
れたはずの表語的な意味が、表現性をはらむことになることも指摘
したい。つまり、書記に表現性をもたらす条件であるという意味
で、歌の内容がコンテラストとして機能する訳である。正訓字主体
の巻で、使用頻度の高い訓仮名の一つは「鴨」である。実は、この
字の訓仮名の例の数は、鳥のカモを表記する表音文字の例の数は
るかに超えるので、表音文字の音を借りた表音文字と考えるより
は、終助詞「カモ」の新しい表音文字として機能していると考えら
れる。このような固定化があるからこそ、訓仮名「鴨」から鳥をイ
メージすることはほぼ無理といえる。「鶴」も、表音文字である場
合には仮名書きの例に基づいてタツと読まれるが、「鴨」と同様に、
助動詞「ツ」の連体形の訓仮名として、かなり固定化されている。
正訓字主体の巻では、この二つの文字はカモツツルという機能語の
ごく普通な書記だといえる。

従つて、下記のような歌の書記は評価が難しいところである。

誰彼登 問者得答 為便乎無 君之使乎 還鶴鳴

(十一・2345)

確かに、2345と同様、旁が反復されていることから、この二つの鳥の文字の併置に、書き手の意識的な選択を想定できそうに思える。しかし、訓字主体書記の巻という文脈では、この二字は、助動詞「ル」と助詞「カモ」として最も使用頻度の高い文字であることに加えて「ツルカモ」という連語を表記するために、やはりこの二字が一番多く使われていることから、固定化されているとも考えられる。表語的な響きを非常に想定しにくい345と異なるのは下記、歌の内容が特定の文脈を生み出す例である。

水鳥乃 鳴之住池之 下樹無 鸞僮君 今日見鸞鳴

(十一・2720)

序詞の水鳥のイメージとあわせて、第五句の「鸞鳴」に表語的な響きを見いだすことは可能だと思われる。このように、書記の表現性の有無を解釈するには、歌の外の文脈と歌そのものの文脈のバランスが拠り所となる。

「母」という音仮名は表語文字の表現性の障害とはならず、特に音仮名の同字法とのコントラストによって、正訓字をいっそう自立たせる効果がある。逆に、人麻呂歌集の非略略体書記の文脈での音仮名書記に、類似の効果があるのではないかとと思われる。

高嶋之 阿波川波者 蹀躞 吾者家思 宿加奈之跡
玉匣 開卷惜 未夜笑 袖可礼而 一鳴将瘵

(九・189)

ここでは「加奈之跡」と「可礼」という内容語が仮名書されていることによって、非略略体歌の文脈でこの書記を特徴的なものとして目立たせており、可能であった正訓字が選択されなかつた蓋然性が高い。⁽³⁾189の場合では、「カナシ」を仮名書きするか、二種の正訓字(悲哀)のいずれかで書くかという二者の間では、正訓字の意義と語のニエンスとの間の微妙な相互関係を見出すことができるが、たせる効果は、仮名書きの表現性のもう一つの面であるともいえる。

的な問題に限定されるわけではなく、万葉集の歌の書き手や編纂者の表現の手法でもあった。すでに網羅に論じられてきたように、万葉集の文章意識を考察するには、歌と歌の間の相互関係が特に重要なであり、長歌と反歌の構造・連作の作成・問答・宴会などの集团的な歌みの現象、そして配列や編纂の問題なども多々ある。多様な文脈で、多数な歌の書記に現れる共通性や相違性も、こうした文章意識と深い関係を持つことには言うまでもない。

四 表語文字と表音文字のコントラスト

最後に、語を表記するには表語文字または表音文字を使用する、というごく基本的な選択においても、表現性が現れる場合について簡潔に触れたい。歌の中または句の中で、表語文字から表音文字へ切り替えることによって特定の意味を強調する効果もたらされる場合がある。山上憶良の「子等所思歌」の反歌は例である。

銀母 金母玉母 奈尔世武尔 麻佐礼留多可良
古尔迦米夜母

(五・82)

の同一性を視覚的に表すという表現性を見出すことができる。正訓字主体と音仮名主体との間のコントラストほど顕著ではないにしても、人麻呂歌集の略略体歌と出典不明歌との二つのグループが接する箇所には、以下の例のように異なる性格が明瞭な場合がある。

秋霜 天飛也 鷹之翅乃 覆羽之 何處瀟香 霜之零異本
秋相聞 金山 舌日下 鳴鳥 音谷聞 何嘆

(十・2238-2239)

多くの研究者に論じられている通り、作者不明歌の巻の多くにあっては、配列などで人麻呂歌集が歌の典拠として特別な存在だったことが分かる。そこから、出典不明の歌との間のスタイルの相違のものの、歌集の歌を引き立てる効果があると思われる。こうした効果をもたらすために、略略体歌の省略の多い書記が選択されたというつもりはないが、結果として、「集」としての同一性は書記に反映されている。とすれば、もとの人麻呂歌集でも、書記現在ある万葉集には、もともとあつた資料の性格と書き手の意図から離れたところで、書記の相違が表現性をもたらしていることが多量といえるだろう。先に述べたように、コントラストが変われば

書記の表現性も変わるのである。

〔参考文献〕

池上慎達 (1980) 「正制字の整理について」『言葉』三四号

井手 至 (1973) 『万葉集の文字意識』万葉集講座 三 (有精堂)

伊藤 俣 (1974) 「類歌の論」『万葉集の構造と成立』下

稲岡耕一 (1991) 「入麻呂の表現世界」

稲岡耕一 (1998) 『万葉集全注』巻第十一

乾 善彦 (2003) 「漢字表現の多重性と仮名書き歌の定位」『万葉集を讀むた

めの基礎百科』

上原真久他編 (2006) 「言語と文字」(列島の古代史 六)

内田賢徳 (2005) 「上代日本語表現と訓詁」

小川靖彦 (2005) 『万葉集の文字法』「文字」とは、新山学院大学文学部日本

文学科

沖藤卓也 (1992) 『万葉集の表記』和歌学講座 二

木下正俊編 (2001) 『万葉集 CD-ROM 版』

神野志隆光 (2000) 「文字と歌」序説『上代文学』八四号

西條 勉編 (2001) 『書くことと文学』

佐佐木隆 (1976) 『万葉集のうたの文字化』『文学』四四巻五号

高木市之助 (1976) 「八咫歌集の用字法と人麿的なものとの関連について」

『高木市之助全集』三

武智雅一 (1933) 『万葉集に見えぬ聯想的用字』『文学』一卷八号

橋本四郎 (1959) 「訓仮名をめぐって」『万葉』三三号

橋本四郎 (1966) 「多音節仮名」『万葉学論叢』

峰矢宣明 (1974) 「いわゆる歌書について」『上代の文学と言語』

平川 南編 (2005) 『古代日本 文字の来た道』

平川 南他編 (2004-2006) 『文字と古代日本』全五巻

森本健吉 (1933) 『万葉集用字法概説』万葉集講座 三 (藤樹堂)

吉澤義則 (1933) 『万葉集に於ける文字の文学的用法に就いて』『国語・国

文』三巻一号

拙稿 (2002) 「入麻呂歌集『略体』書記について」『国文学』一四七巻四号

〔注〕

(1) 万葉集の引用は木下正俊 (2001) による。3023と3335を“同じ歌”と

認めるかどうかという判断は定義の問題である。編纂者によっては、こ

う同形歌のほとんどは重出歌と見なされていない (伊藤俣 (1974))。題詞

や部立の相違に加えて、書記の違いも、このいわゆる類歌的な性格の指標

となると考えられる。

(2) 上代日本の文字の新しい研究の成果を展望するものとして、西條勉

がある。

(3) 非略体歌の表語書記の例として、*悲* (九・179c)・*寄* (十・206f)

・*離* (十・248) がある。

〔付記〕本稿は、二〇〇五年六月の国際シンポジウム「古代日本の言語文化」

(奈良女子大学) で行った「頭発表」に基づいている。発表の際に(批判と)

指導を下された先生方々に心から感謝いたします。

— David B. Lurie / コロンビア大学助教授 —

萬葉集漢語考証補正 (三)

— 漢語使用の諸相 —

山 崎 福 之

一 序

萬葉集における漢語考証の重要性については、もはや論ずるまで

もない。筆者も特に漢語に関わる注釈に力点を置いた『新日本古典

文学大系』(以下「新大系」)での注釈における議論に参画した立場か

ら、その補正作業を行ってきた。⁽¹⁾そこでは萬葉集の題詞・本文・左

注等のあらゆる表記は、即ち漢字であり漢語であるという認識の下

で、極論すればその一々について、一定の考証が必ず行われるべき

ものであることを想定し、先の注釈時には十分な考証を行い得なか

った点を検証しつつ新たな問題の提起に努めてきた。取り立てて訓

読の難解な語、使用頻度の極めて低い語、また訓読に諸本・諸注釈

による揺れが顕著である語ばかりが考証の対象になるのではない。

一見ありふれた語、現代語としても通用しそうな語、訓読に異説の

ほとんどない語であっても、一旦は考証の俎上に載せて、その当時

の多種多様な漢籍の用例に照らしてみる必要があるのである。ま

た、訓読される和語についても、漢籍との関わりは多様な問題を提

起するであろう。訓読語と呼ばれる語は、和語でありながらも特定

の漢語との結びつきを強く持つ点で、漢語考証においても重要な意

味を担うことになる。本稿はこうした問題意識によって、さらに新

たな漢語考証の可能性を探ろうとするものである。

二 恰 似

これまでの考証で採り上げた語、即ち題詞や左注などの漢文脈で

の漢語や歌本文中の漢語表記(感歎や猶豫、徘徊 彷徨 など)とは異

なり、ここで採り上げる「恰似」という語は実は萬葉集にはどこに

も用いられてはいない。しかし注釈においては、必然的にこの語に

國語と國文學

上代文学研究の展望

定型の原理……詩学史とリズム論の現在……………西 條 勉… 1

「作品」としての『万葉集』……………大 浦 誠 士… 14

「歌」を書くための条件について……………佐 野 宏… 24

万葉集の文字表現を可能にする条件(寛書)……………ゾイビッド・ルーリ… 37

萬葉集漢語考証補正(三)……漢語使用の諸相……………山 崎 福 之… 47

「書物」としての『萬葉集』……………小 川 瑞 彦… 57

……卷三雜歌における「本文」と注記を通して……

歴史認識としての初期万葉……「万葉集」誕生の問題……………梶 川 信 行… 68

山上憶良の罷宴歌……………東 野 茂 美… 78

憶良の申文……春さらば奈良の都に行けたまはね……………上 野 誠… 88

面 影 と 夢……………菊 川 恵 三… 100

文字思想と漢字文……………津 田 博 幸… 110

神話素としての「天皇」……………西 澤 一 光… 121

『古事記』の崩年干支月日注をめぐって……………神 野 志 隆 光… 134

……根拠の「古代」……

新 刊 紹 介……………144

平成十九年十一月特集号

東京大学国語国文学会

国語と国文学 第八十四巻 第十一号
 大正十三年四月二十六日発行 第三種郵便物認可
 大正十三年四月二十六日発行 第三種郵便物認可
 大正十三年四月二十六日発行 第三種郵便物認可
 大正十三年四月二十六日発行 第三種郵便物認可

上代文学研究の展望

平成十九年十一月特集号

国語と国文学 第八十八号

大正十三年四月二十六日発行 第三種郵便物認可 毎月一回日発行
 平成十九年十月二十五日印刷(本誌)

定価 二、一〇〇円
 本体 一、〇〇〇円
 消費税 五%

国文学研究資料館編

国文学年鑑

平成17年
 定価 一四〇〇円(税込)

毎年発行される雑誌・紀要・講座などの論文や、単行本で発行された研究書等の総てを網羅し、研究情報伝達の任務を果たしてきた『国文学年鑑』の最新版を刊行。平成16年の年間研究業績を、上代から近代まで、更に国語学・国語教育を加え、各分野に詳細な解説を付し紹介した。また「学界消息」として学会一覽・研究発表一覽・科学研究費交付一覽・受賞一覽・その他を集録して、年鑑としての内容を一層充実した。

主要目次

雑誌記事単行本論文目録 (国文学一般/上代文学/中古文学/中世文学/近世文学/近代文学/国語教育/雑/新聞所載論文目録/特集号一覽/収載雑誌紀要一覽) 単行本目録 (一般及び雑/上代文学/中古文学/中世文学/近世文学/近代文学/国語教育/単行本書名一覽/翻刻複製品一覽/発行所一覽/発行所一覽) 学界消息 (学会一覽/学会研究発表一覽/新指定文化財目録/科学研究費交付一覽/受賞一覽/計報) 執筆者索引/他 A5判・二〇〇二頁/箱入上製本

ご注文方法

本書は書店に委託配本を致しますので、官製ハガキに最寄の書店名をご記入のうえ小社へ直接ご注文下さい。また、本代金に荷造送料(別冊を含まず)を合算してご送金ください。ければ、折返し当社よりご送本申あげます。

おわび

品切れのものがあり、ご迷惑をお掛けしています。なるべく早くご注文下さい。

国文学研究資料館紀要

◆バックナンバー
 発売中! 25号・26号・27号・28号・29号・24号・20号・21号・22号・23号・24号

至文堂

162-0812 東京都新宿区西五軒町4-2

電話(03)3268-2441(営業) 振替 001770-4-29507 FAX(03)3268-3550

■発売中!!

雑誌 08715-11 ISSN 0387-3110



4910037151179 02000